

(各教育事務所長経由)

元教健第927号
令和2年2月28日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について(依頼)

既に2月28日付けで通知いたしましたとおり、文部科学省から、3月2日から春季休業の開始日までの間、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等において一斉臨時休業を行うよう要請がありました。

本県としては、国を挙げて感染の拡大防止に取り組むべき状況にあること、高等学校の入学者選抜をはじめとした教育上の影響を最小限に抑えること、家庭や福祉事務所等の受け入れ体制にも配慮する必要があることを総合的に勘案し、下記のとおり対応することといたしました。各市町村教育委員会におかれましては、政府の要請及び本依頼を踏まえた対応について御検討いただき、適切に対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業について

(1) 市町村立学校について

- 低学年の児童等の受け入れ先の調整、休業中の生活・学習等の事前指導、高校入試の対応等に関する準備期間が必要となることから、市町村の実情に合わせて3月2日以降、1～2日程度の登校日を設ける等した上で、春季休業の開始日までの間、市町村の準備ができ次第、早急に臨時休業としていただくことを要請いたします。
- 保護者が休めない場合等、在籍する子供の受け入れ先がない者については、福祉部局等と調整の上、学校施設で受け入れることについても御検討いただきますよう、お願いいたします。
- 市町村立学校の臨時休業に当たって、留意すべき点等については、別途通知いたします。

(2) 県立学校について

- 高等学校及び中学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とします。ただし、休業中の生活・学習等の事前指導、生徒・家庭との連絡調整等の観点から、3月3日を登校日とします。
- 特別支援学校については、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とします。ただし、福祉事業所等における受け入れ準備が整うまでの間、在籍する子供のうち、受け入れ先がない者を学校施設で受け入れることとします。

2 卒業式について

2月26日付けで通知したとおり、卒業式の実施に当たっては、参加者における咳エチケットの徹底や手洗いの推奨、風邪のような症状のある方は参加いただかないことの徹底のほか、式典時間の短縮、出席者の限定などを検討し、感染防止対策に万全を期すようお願いいたします。

3 高等学校の入学者選抜に関する対応について

日程は変更せず、感染防止の取組を徹底した上で実施するとともに、感染した者は追検査の受験対象とします。

(問い合わせ先	健康教育課	主幹	佐藤	電話	024-521-7777)
(高校教育課	主幹	箱崎	電話	024-521-7769)
(義務教育課	主幹	横山	電話	024-521-7732)
(特別支援教育課	主幹	酒井	電話	024-521-7964)